

○名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター規程

平成28年3月16日改正

平成30年6月6日改正

令和5年1月1日改正

令和7年3月18日改正

(設 置)

第1条 名寄市立大学学則（平成18年名寄市規則第100号。以下「学則」という。）第8条に基づき、名寄市立大学（以下「本学」という。）にコミュニティケア教育研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(名 称)

第2条 センターの正式名称を名寄市立大学コミュニティケア教育研究センターとする。

2 センターの英文名称を「Nayoro City University:Center for Research and Education in Community-based Care」とする。

(目 的)

第3条 センターは、北海道、特に名寄市を中心とした道北地方における保健・医療・福祉・教育等の充実・発展及び地域並びに産業の振興に住民と連携して取り組み、教育・研究の発展に資する地域貢献を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の課題に関する調査研究の推進
- (2) 地域における産官学連携の推進
- (3) 公的機関及び民間からの委託研究の受け入れと実施
- (4) 公開講座及び各種研究会等の開催
- (5) センター年報の発行
- (6) 地域の課題解決のための企画・協働・支援等
- (7) 地域におけるボランティア活動等、地域社会の教育的活用の推進
- (8) センターの目的に資する国内交流及び国際交流の推進
- (9) その他、センターの目的である地域貢献に相応しい事業

(センター長)

第5条 学則第15条に基づき、センターにセンター長を置く。

2 センター長は、学長の推薦により、第12条第1項の規定により置かれた評議員会の議を経て、名寄市長が任命する。

3 センター長は、センターを代表し、その運営を総括する。

4 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(副センター長)

第6条 センターに副センター長を置くことができる。

2 副センター長には、本学教員を充てることとし、センター長の推薦により、学長が任命する。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはこれを代理する。

4 副センター長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究員)

第7条 センターに研究員を置く。

2 研究員は、本学の教員で、センター事業にかかわる研究、プロジェクトを行う者とする。

3 学長は、センター長の具申により、前項の研究、プロジェクトを代表する者を研究代表者として委嘱する。

(特任研究員)

第8条 センターに特任研究員を置くことができる。

2 特任研究員は、学外の研究者等で、センター事業にかかわる研究、プロジェクトを行う者とする。

(センター事務局)

第9条 センターに事務局を置く。

2 センター事務局に事務職員、及び必要な専門職員を置く。

(企画運営会議)

第10条 センターに企画運営会議を設置する。

2 企画運営会議は、センター事業の企画、実施、評価を行う。

3 企画運営会議は、各学科及び教養教育部から推薦された委員（各学科においては2名、教養教育部においては1名）、及び事務職員、専門職員により構成する。

4 企画運営会議委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 企画運営会議は、センター長が招集し、議長を務める。

(連携推進協議会)

第11条 センターに連携推進協議会を設置する。

2 連携推進協議会は、センターの目的を達成するために必要な連携基盤の整備、並びに研究・事業等センター業務の連携推進について協議する。

3 連携推進協議会は、センター長、副センター長及び企画運営会議委員（以下「学内委員」という。）並びに研究及び事業等の推進に必要な保健、医療、福祉、教育、産業等の学外の関係者で構成する。

4 連携推進協議会の委員は、学長が委嘱する。ただし、学内委員は除く。

5 連携推進協議会の委員の任期は2年とする。ただし、学内委員（センター長を除く。）は1年とし、再任を妨げない。

6 前項の委員に欠員が生じた場合において、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 連携推進協議会は、原則として年2回開催し、センター長が議長を務める。

(評議員会)

第12条 センターに評議員会を置く。

2 評議員は、本学の専任教員全員と本学事務局の事務局長、課長職及び係長職とする。

3 評議員会は、原則として年2回開催し、学長が議長を務める。

4 評議員会は、次の事項を審議する。

- (1) センター長候補者、研究員、特任研究員、連携推進協議会及び諮問会議委員の承認
- (2) 事業報告
- (3) 事業計画
- (4) その他、センターの運営に関する事項。

5 学長は、臨時の評議員会を開催することができる。

(諮問会議)

第 13 条 センターに諮問会議を置く。

- 2 諮問会議は、センター事業について、外部評価を行うものとする。
- 3 諮問会議の委員は、保健、医療、福祉、教育、産業等の学外の関係者で構成する。
- 4 諮問会議の委員は、学長が委嘱する。
- 5 諮問会議の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 前項の委員に欠員が生じた場合において、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 諮問会議は、原則として年1回開催する。
- 8 諮問会議に議長を置く。議長は、諮問会議構成員の互選によって決定する。

(その他)

第 14 条 この規程の改廃は、評議員会出席者の2分の1以上の賛成によって行い、本学の教授会の承認を得るものとする。

第 15 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行により、名寄市立大学道北地域研究所規程（平成 22 年 4 月 1 日）は廃止する。
- 3 この規程の施行により、名寄市立大学地域交流センター規程（平成 18 年 7 月 5 日）は廃止する。
- 4 この規程の施行により、名寄市立大学地域交流センター運営委員会規程（平成 18 年 7 月 5 日）は廃止する。

附 則（平成 30 年 6 月 6 日）

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 1 月 11 日）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 18 日）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。